令和８年度第２回献血推進調査会
資料１－１

令和８年１１月
厚生労働省医薬局
血 液 対 策 課

令和九年度の献血の推進に関する計画（案）について（概要）

１．制定の趣旨

○　安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号。以下「法」という。）第 10 条第１項の規定に基づき、厚生労働大臣は、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画（以下「献血推進計画」という。）を定めることとされている。

○　今般、令和９年度の献血推進計画を定めるもの。

２．告示案の概要

○　法第 10 条第２項の規定に基づき、献血推進計画において、次に掲げる事項について定めることとされている。

第１　当該年度に献血により確保すべき血液の目標量

第２　献血に関する普及啓発その他の当該目標量を確保するために必要な措置に関する事項

第３　その他献血の推進に関する重要事項

○　上記の事項について、令和７年度までの献血の実施状況とその評価等を踏まえ、令和９年度の献血推進計画を定めることとする。なお、令和８年度の献血推進計画からの主な変更点として、文言の軽微な記載整備を行っている。

３．根拠条項

○　法第 10 条第１項及び同条第４項において準用する法第９条第５項

４．適用期日等

○　告 示 日：令和９年２月下旬（予定）

○　適用期日：令和９年４月１日

（参考）

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）（抄）

（基本方針）

第九条　厚生労働大臣は、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

２　基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向

二　血液製剤（用法、効能及び効果について血液製剤と代替性のある医薬品又は再生医療等製品であつて、厚生労働省令で定めるものを含む。第八号において同じ。）についての中期的な需給の見通し

三　血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事項

四　献血の推進に関する事項

五　血液製剤の製造及び供給に関する事項

六　血液製剤の安全性の向上に関する事項

七　血液製剤の適正な使用に関する事項

八　その他献血及び血液製剤に関する重要事項

３　厚生労働大臣は、少なくとも五年ごとに基本方針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

４　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、薬事審議会の意見を聴くものとする。

５　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（献血推進計画）

第十条　厚生労働大臣は、基本方針に基づき、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画（以下「献血推進計画」という。）を定め、都道府県にその写しを送付するものとする。

２　献血推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　当該年度に献血により確保すべき血液の目標量

二　献血に関する普及啓発その他の前号の目標量を確保するために必要な措置に関　する事項

三　その他献血の推進に関する重要事項

３　採血事業者及び血液製剤（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）の製造販売業者は、献血推進計画の作成に資するため、毎年度、翌年度において献血により受け入れることが可能であると見込まれる血液の量、供給すると見込まれる血液製剤の量その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届　け出なければならない。

４　前条第四項及び第五項の規定は、献血推進計画について準用する。

５　都道府県は、基本方針及び献血推進計画に基づき、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血の推進に関する計画（次項において「都道府県献血推進計画」という。）を定めるものとする。

６　都道府県は、都道府県献血推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出するものとする。